

2024年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社グッピーズ  
代表者名 代表取締役社長 肥田 義光  
(コード番号： 5127)  
問合せ先 取締役管理本部長 清水 瞬  
(TEL. 03-5908-3880)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年4月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年3月15日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2024年2月29日（木曜日）
- (2) 基準日 2024年3月15日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.guppy.co.jp/ir/notice/>

### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び目的事項について

当社が2024年1月19日に公表した「株式会社メドレーによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（2024年1月19日付で公表いたしました「(添付資料の追加)株式会社メドレーによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において訂正された事項を含みます。）においてお知らせしましたとおり、株式会社メドレー（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、肥田義光氏及び有限会社グッピーが所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び当社の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することができなかつた場合には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2024年4月下旬を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社へ要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上